

平 戸 市 監 査 公 表 第 110-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、措置改善事項を公表します。

平成28年10月11日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

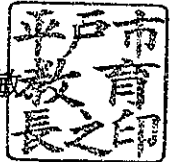
平戸市監査委員 松 瀬 清

- 第1 監査の種類
地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく行政監査及び定期監査
- 第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局
平戸市教育委員会 生涯学習課及び公民館
- 第3 監査の期間
平成27年12月16日～12月18日 3日間
- 第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容
別紙のとおり

28 平教生涯第 157 号
平成 28 年 5 月 27 日

平戸市監査委員 戸田 幾嘉 様
平戸市監査委員 松瀬 清 様

平戸市教育長 小川 茂敏



定期監査の結果に係る処置等について（報告）

平成 28 年 2 月 16 日から 18 日執行の定期監査を受け、平成 28 年 2 月 26 日付け 27 平監第 116 号により指導及び意見がありました事項について、次のとおり処置等について報告いたします。

【指導事項】

1. シーライフひらど改修工事について

元請業者の監理技術者の資格証明証が必要書類として添付されていない。

特に、元請の監理技術者が、施工計画、工程管理、安全管理、下請負業者の施工調整、指導監督等において主体的な役割を果たすこととなっており、資格証明書の確認は必要である。

現在、契約担当課において、元請業者の管理技術者の資格については、工事契約締結を行うときに「現場代理人等決定（変更）通知書」に記入をお願いしており、証明書の提出までは、要求しておりません。

今回の指摘を受け、資格証明書を提示させ、確認が必要であるか、契約担当課の判断を持って今後、対応したいと考えます。

2. 中津良ふれあい会館駐車場土地賃貸借について

- ・面積 569.93 m² (172.7 坪)
- ・賃借料 年額 120,000 円

契約書中、第 3 条で賃貸期間を平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日とし、期間満了前に借受人、貸付人協議で更新することができるとしているが、更新する期間を定めていない。これは、実質的に自動更新とする契約であるので、長期継続契約への移行など検討すべきである。

契約の性質上、長期継続契約が適当だと考え 28 年度から移行しました。

3. 平成 25 年度スポーツ推進事業補助金について

補助金算定の中で、1泊2食付きの宿泊代は補助対象としているが、素泊まり等を選択した場合は、宿泊代のみが事業費とされ、食事代は補助対象外とされている。そのため食事付きの宿泊代と素泊まり宿泊代の取扱に不均衡が生じている。よって、素泊まりの場合であっても、一定額の食事代を補助対象として定めるなど、保護者の負担軽減をはかるよう検討されたい。

平戸市スポーツ推進補助金の別表で補助対象経費として「交通費・宿泊費・参加料」と定めているところです。しかし、参加する交通手段として、バスの借り上げ等が主になっており、運用についても内規を定めているところです。

今回の指摘にある宿泊については、不均衡が生じていると認識いたしますので、内規を見直し、均衡を保つよう検討します。

4. 生月町 B&G 海洋センター使用料について

トレーニングルーム使用料について、職員等が勤務している時間内であれば職員が受領し領収書を発行しているとのことであるが、時間外利用の場合、利用者の自主的判断で集金箱に投入するようになっており、小額ではあるが公金として取り扱う上で不適切と思われるので、適正な現金管理を検討されたい。

利用者について事前に施設利用券（利用者名印字）を発行し、施設利用時に利用券の回収を行います。

【意見】

1. 生月町中央公民館改修事業について

本件は、新耐震基準に適合していないため、耐震化工事もしくは建て替えによる老朽化対策を講じる必要があり、これまで数回、地元自治会と協議がもたれているものの、ほとんど進展していない。当公民館周辺地区には自治公民館がないため、自治公民館としての位置付けや漁協との借地問題など課題もあるので、地域住民の合意形成に導くための議論が必要と思われる。

ご指摘の通り、既存施設は築 44 年を経過しており、老朽化が進み維持管理が容易ではなくなってきていることと、新耐震基準に適合していないことから、教育委員会内部で他施設の利活用と現地で建て替えの二通りでの検討協議を行っています。現在「平戸市公共施設等総合管理計画」策定中の行政改革推進本部の動向を見極める必要もあるが、地域及び関係団体等との合意形成に向けて、早期に取り組みを行います。

2. 平成 26 年度社会教育振興事業補助金について

この事業は、各地区の青少年健全育成会議、PTA 連合会、婦人会などの社会教育に関わる団体への運営補助金であるが、合併前の補助額をそのまま適用し現在に至っており、補助金の用途も様々である。また、繰越額も補助額を超過している場合も見受けられるので、これまでの事業の地域への貢献を考慮しつつも、補助額の算定について何らかの基準が必要と思われる。

補助金のあり方に対しては全庁的な指針の提示を望むものの、当該補助金については、現在、進捗中の新しいまちづくりコミュニティ事業などとの絡みもあり、相互の関係を整理しつつ、調整見直しを検討します。